

愛労安発 0608 第 1 号
令和 3 年 6 月 8 日

愛知県経営者協会
会長 大島卓 様

愛知労働局職業安定部長



産業雇用安定助成金及びトライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の周知のお願い

日頃は、当局の業務運営にご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、新型コロナウイルス感染症に伴う経済上の理由により、急激な事業活動の縮小を余儀なくされた事業主に対し、休業による雇用維持を図る事業主に対し雇用調整助成金による支援を実施してきたところ、先日緊急事態宣言の発令を受け、更なる周知のお願いをいたしたところでございます。

その一方で、コロナ禍による長期間にわたる休業による雇用維持を図り続けることで雇用する労働者のモチベーションの問題や人手不足分野への労働移動を阻害する等の懸念もあり、労働者の休業を前提としない在籍型出向を活用した雇用維持等の支援でもある標記の「産業雇用安定助成金」や円滑な労働移動への支援としてコロナ離職となった求職者の方が就労経験のない職種に就くことを希望される際に活用できる「トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）」について、厚生労働省では令和 3 年 6 月を重点周知期間として取り組むところとなりました。

つきましては、引き続き雇用維持等の支援、円滑な労働移動への支援を図るために、標記 2 つの助成金についても広く周知し、その活用について働きかけをするため、傘下事業主の皆様に対しまして、周知・情報提供についてご協力をお願いする次第です。

なお、周知に際しては、メルマガ発信等がございましたら下記の文章などの活用や、会報等とともに別紙のリーフレットを送付いただくなど広く周知・情報提供にご協力をお願いします。

記

1 メルマガ用周知文（参考）

(1) 産業雇用安定助成金

従業員の働きたいを応援する「産業雇用安定助成金」

休業ではない雇用維持を在籍型出向で後押し。

次のリンク先（厚生労働省のホームページ）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000082805_00008.html

- (2) トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）

コロナ離職者の採用ミスマッチをトライアルで解消！！

トライアル雇用助成金の（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）の活用を。

次のリンク先（厚生労働省のホームページ）をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/koyou/newpage_16286.html

- 2 別紙リーフレットの掲載場所（上記厚生労働省のホームページ内にあります。）

- (1) 産業雇用安定助成金

<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000735394.pdf>

- (2) トライアル雇用助成金（新型コロナウイルス感染症対応（短時間）トライアルコース）

事業主向け：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000733802.pdf>

求職者向け：<https://www.mhlw.go.jp/content/11600000/000733803.pdf>

担当：職業対策課あいち雇用助成室

産業雇用安定助成金：雇用助成第三係

電話：052-219-5518

トライアル雇用助成金：雇用助成第二係

電話：052-219-5519